

鹿屋市告示第 26 号

鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する
要綱を次のように定めた。

令和 8 年 2 月 1 日

鹿屋市長 中 西 茂



令和 8 年 1 月 30 日 決 裁

鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「新たに利用券の交付を受けようとする者は鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付申請書（別記第4号様式）に、申請時において前5か年度以内に利用券の交付を受けていた者が再び交付を受けようとするときは鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券継続交付申請書（別記第4号の2様式）」を「利用券の交付を受けようとする者は鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付（新規・継続）申請書（別記第4号様式）」に改める。

第12条第2項中「交付した利用券を回収し、以後利用券の交付を停止することができる。」を「交付した利用券の全部又は一部を回収し、既に使用した利用券があるときは、これに相当する額の返還を求めることができるものとする。」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 利用券を交換し、譲渡し、又は売買したとき。

別記第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 8 条関係）

					台帳番号					
鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券交付（新規・継続）申請書										
年 月 日										
鹿屋市長		様		申請者 住所 氏名 (世帯主氏名) 電話番号						
対 象 者	住 所									
	氏 名									
	生 年 月 日		年 月 日							
	車 両 の 保 有 ※医療的ケア児等 は記載不要		有 ・ 無		運 転 の 可 否		可 ・ 否			
障 害 者 手 帳等の内容	番 号		都・道・府・県 第 号							
	交 付 年 月 日		年 月 日交付							
	該当障がい等		身体障がい		知的障がい		精神障がい		備考	
			1 級 ・ 2 級		A 1 ・ A 2		1 級			
		医療的ケア児		重症心身障がい児						
世 帯 の 状 況 (本人以外) ※医療的ケア児 等は記載不要	氏 名		続柄	年齢	車両の保有		備考			
					有 ・ 無					
					有 ・ 無					
					有 ・ 無					
同意事項	・ 上記の申請内容に相違ありません。 ・ 鹿屋市重度障がい者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けるため、対象者の課税に関する状況について鹿屋市が確認することに同意します。 ・ 交付を受けた利用券を交換し、譲渡し、若しくは売買し、又は偽りその他不正な手段により使用しません。 ・ 偽りその他不正な手段により利用券の交付を受けたとき又は使用したときは、利用券の全部又は一部を返還し、既に使用した利用券があるときは、これに相当する額を返還します。 ・ 対象でなくなったときは、速やかに鹿屋市長に届け出ます。									
	申請者氏名				対象者との続柄 ()					

別記第4号の2様式を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。